

本日の会議に付した事件

平成27年第1回山元町議会定例会（第1日目）

平成27年2月27日（金）午前10時

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 提出議案の説明
日程第 4 議案第 4号 山元町新型インフルエンザ等対策本部条例
日程第 5 議案第 5号 山元町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例
日程第 6 議案第 6号 山元町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例
日程第 7 議案第 7号 山元町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例
日程第 8 議案第 8号 山元町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例
日程第 9 議案第 9号 山元町教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例
日程第10 議案第10号 山元町教育委員会教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例
日程第11 議案第25号 山元町高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業計画について
日程第12 議案第26号 平成26年度 磯浜漁港海岸保全施設堤防工事請負契約の締結について

午前10時00分 開 議

議 長（阿部 均君）ただいまから、平成27年第1回山元町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

1番青田和夫議員から本日の会議を遅れる旨の届け出があります。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

〔議事日程は別添のとおり〕

議 長（阿部 均君）日程第1．会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、山元町議会会議規則第124条の規定によって、8番佐藤智之君、9番岩佐 豊君を指名します。

議 長（阿部 均君）日程第2．会期の決定を議題といたします。

事務局長にお手元に配布しております会期日程案を朗読させます。

事務局長（渡邊秀哉君）はい、議長。

会期日程（案）、月日、曜日、会議別、内容の順に朗読いたします。

2月27日、金曜日、本会議、会議録署名議員の指名、会期の決定、提出議案の説明、議案審議。

2月28日、土曜日、3月1日、日曜日、休会。

3月2日、月曜日、常任委員会。
3月3日、火曜日、休会。
3月4日、水曜日、本会議、会議録署名議員の指名、一般質問。
3月5日、木曜日、本会議、会議録署名議員の指名、一般質問。
3月6日、金曜日、3月7日、土曜日、3月8日、日曜日、休会。
3月9日、月曜日、本会議、会議録署名議員の指名、議案審議、予算審査特別委員会
委員会構成。
3月10日、火曜日、予算審査特別委員会。
3月11日、水曜日、常任委員会。
3月12日、木曜日、予算審査特別委員会。
裏面をお開きください。
3月13日、金曜日、予算審査特別委員会。
3月14日、土曜日、3月15日、日曜日、休会。
3月16日、月曜日、予算審査特別委員会。
3月17日、火曜日、予算審査特別委員会。
3月18日、水曜日、予算審査特別委員会。
3月19日、木曜日、休会。
3月20日、金曜日、常任委員会。
3月21日、土曜日、3月22日、日曜日、休会。
3月23日、月曜日、本会議、会議録署名議員の指名、議案審議。
以上です。

議長（阿部 均君）お諮りします。

本定例会の会期は、会期日程案のとおり、本日から3月23日までの25日間にした
いと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から3月23日までの25日間に決定しました。

議長（阿部 均君）これから議長諸報告を行います。

事務局長にお手元に配布しております議長諸報告を朗読させます。

事務局長（渡邊秀哉君）はい、議長。

議長諸報告。

1. 慶弔

2月13日、全国町村議会議長会長及び宮城県町村議会議長会長より、青田和夫君、
伊藤隆幸君、後藤正幸君、私の4名が自治功労表彰を受けておりますの
で、報告します。

2. 議会閉会中の動向

1月28日、亘理地方町議会議長会主催の議員研修会が開催され、出席しました。

2月3日、宮城県町村議会議長会理事会が開催され、出席しました。

2月4日、仙南亘理地方町村議会議員合同研修会と議長会が開催され、出席しました。

2月7日、第35回北方領土の日宮城県大河原集会在開催され、出席しました。

2月10日、常磐線北部整備促進期成同盟会要望活動のため、関係市町とJR東日本仙台支社を訪れました。

2月12日、高速自動車道整備促進に関する浜通り地方連絡協議会要望活動のため、関係市町と国土交通省及び東日本高速道路株式会社を訪れました。

2月13日、平成27年宮城県町村議会議長会定期総会在開催され、出席しました。

2月18日、常磐線北部整備促進期成同盟会要望活動のため、関係市町とJR東日本水戸支社を訪れました。

総務民生常任委員会、2月3日、9日、17日、委員会が開かれました。

産建教育常任委員会、2月9日、委員会が開かれました。

議会広報常任委員会、1月27日、委員会が開かれました。

議会運営委員会、2月26日、委員会が開かれました。

東日本大震災災害対策調査特別委員会、2月13日、委員会が開かれました。

全員協議会、2月14日、協議会が開かれました。

裏面をお開きください。

3. 請願・陳情の受理。陳情2件が提出され、これを受理したのでその写しを配布しております。

4. 長送付議案等の受理。町長から議案等38件が提出され、これを受理したのでその写しを配布しております。

5. 質問通告の受理。議員9名から一般質問の通告があり、これを受理したのでその一覧表を配布しております。

6. 監査、検査結果報告書の受理。監査委員から例月出納検査の結果報告書及び定期監査結果報告が提出され、これを受理したのでその写しを配付しております。

7. 説明員の出席要求。本定例会にお手元に配付のとおり説明員の出席を求めています。

8. その他特に報告すべき事項。町長から工事請負契約締結の報告が提出されたので、その写しを配布しております。

以上です。

議長（阿部 均君）これで議長諸報告を終わります。

議長（阿部 均君）これから、永年在職議員として全国町村議会議長会長及び宮城県町村議会議長会長から表彰の栄に浴された青田和夫君、伊藤隆幸君、後藤正幸君及び私に山元町議会先例151番により表彰状の伝達を行います。

表彰状の伝達は一人ずつ、全国町村議会議長会長、宮城県町村議会議長会長の順に行います。

1番青田和夫君、11番伊藤隆幸君、13番後藤正幸君、演台前にお進みください。

表彰状 宮城県山元町 青田和夫殿 あなたは町村議会議員として多年にわたり地域の振興発展に寄与されたその功績はまことに顕著であります よってここにこれを表彰します 平成27年2月6日 全国町村議会議長会 会長 蓬 清二

〔拍手〕

表彰状 山元町 青田和夫殿 あなたは山元町議会議員として多年地方自治の振興発

展に尽力されその功績はまことに顕著であります よってここに記念品を贈り表彰します 平成27年2月13日 宮城県町村議会議長会 会長 下山孝雄

〔拍手〕

表彰状 宮城県山元町 伊藤隆幸殿 あなたは町村議会議員として多年にわたり地域の振興発展に寄与されたその功績はまことに顕著であります よってここにこれを表彰します 平成27年2月6日 全国町村議会議長会 会長 蓬 清二

〔拍手〕

表彰状 山元町 伊藤隆幸殿 あなたは山元町議会議員として多年地方自治の振興発展に尽力されその功績はまことに顕著であります よってここに記念品を贈り表彰します 平成27年2月13日 宮城県町村議会議長会 会長 下山孝雄

〔拍手〕

表彰状 宮城県山元町 後藤正幸殿 あなたは町村議会議員として多年にわたり地域の振興発展に寄与されたその功績はまことに顕著であります よってここにこれを表彰します 平成27年2月6日 全国町村議会議長会 会長 蓬 清二

〔拍手〕

表彰状 山元町 後藤正幸殿 あなたは山元町議会議員として多年地方自治の振興発展に尽力されその功績はまことに顕著であります よってここに記念品を贈り表彰します 平成27年2月13日 宮城県町村議会議長会 会長 下山孝雄

〔拍手〕

議長（阿部 均君）ここで副議長と交代します。

副議長（後藤正幸君）それでは、議長にかわって伝達いたします。

表彰状 宮城県山元町 阿部 均殿 あなたは町村議会議員として多年にわたり地域の振興発展に寄与されたその功績はまことに顕著であります よってここにこれを表彰します 平成27年2月6日 全国町村議会議長会 会長 蓬 清二

〔拍手〕

表彰状 山元町 阿部 均殿 あなたは山元町議会議員として多年地方自治の振興発展に尽力されその功績はまことに顕著であります よってここに記念品を贈り表彰します 平成27年2月13日 宮城県町村議会議長会 会長 下山孝雄

〔拍手〕

副議長（後藤正幸君）ここで議長とかわります。

議長（阿部 均君）これで表彰の伝達を終わります。

議長（阿部 均君）日程第3．これから平成27年度予算編成方針並びに提出議案の説明を求めます。

この際、今定例会に提出された議案等38件を山元町議会先例67番により一括議題とします。

齋藤俊夫君、登壇願います。

町長（齋藤俊夫君）はい。改めて、おはようございます。

本日、ここに平成27年第1回山元町議会定例会が開会され、平成27年度山元町一般会計当初予算案を初めとする各種提出議案をご審議いただくに当たり、町政運営の考え方と各議案の概要についてご説明申し上げますので、議員各位の一層のご理解を賜り

ますようよろしくお願い申し上げます。

初めに、ただいま多年にわたる議員活動を通して表彰を受けられました皆様方に改めてお祝いを申し上げますとともに、これを契機にますます町勢発展に向けてご尽力賜りますようお願いを申し上げます。

東日本大震災の発生から間もなく5年目を迎えようとしております。改めて、震災で犠牲になられた方々のご冥福をお祈りいたします。また、いまだ応急仮設住宅等で不自由な暮らしを余儀なくされている方々を初め、被害を受けた被災者の方々に心からお見舞いを申し上げます。災害は時を選ばず、さまざまな場所に繰り返し襲ってまいります。大震災で得られた教訓を後世に伝え、災害から住民の命を守る安全安心な我が町をつくり上げることがはかり知れない痛みを経験した私たちの最大の責務であると改めて心に刻んでいるところであります。

東日本大震災の発災以降、我が町は震災からの復興再生に向かって町政史上かつてない規模と体制で取り組んでまいりました。復旧期、再生期と事業が進展していく中、コンパクトシティの理念を取り入れた2つの新駅を中心とした新市街地の整備を初め、新市街地と役場を結ぶ新たな幹線道路の整備や順調に整備が進むJR常磐線の高架橋の姿など、我が町の復興再生の取り組みが日を追って具体的な形となってあらわれ、我が町の田園風景が大きくさま変わりしようとしております。これはひとえに宮城県を初め県内各自治体や札幌市、横浜市など全国60を超える自治体等から派遣職員として山元町にお越しいただいている皆様方の多大なご尽力のたまものであります。心温まる力強いご支援に対しまして町民を代表し衷心から厚く感謝と御礼を申し上げます次第であります。

平成27年度は復興再生の姿をより具体にお示しし、発展期に向け復興のステージを着実に上げてまいり年と考えております。本格復興邁進への取り組みを最優先し、創造的な復興を確かなものとするために、将来に向かって豊かな実を結ぶための種まきとなるような新たな取り組みに対しても熱い思いと強い使命感を持って果敢に挑戦し、引き続き全力で取り組んでまいり所存であります。

それでは、東日本大震災からの復興再生に向けた最近の取り組みについてご報告申し上げます。初めに、新市街地整備事業の進捗についてですが、本事業は単に防災集団移転促進事業の受け皿にとどまらず、町の発展をリードする新市街地としてコンパクトで持続性のある魅力的な市街地の形成を目指し、一日も早い災害公営住宅や戸建て住宅への入居実現に向け鋭意取り組んでいるところであります。新市街地の核となる2つの新駅や公共施設等の整備はもとより、商業者の誘致などにぎわいのある生活利便性を高める取り組みや、災害公営住宅の入居及び宅地の分譲についても順次引き渡しを行うこととしており、平成27年度中の全ての移転完了を目指して事業を進めているところであります。また、宅地の供給に関する昨年12月実施の2次募集の結果については、新たに分譲宅地6戸、災害公営住宅27戸の合計33戸の申し込みがあり、全体では550戸分の申し込みとなり、申し込み率については79パーセントとなっております。なお、残りの宅地96戸、災害公営住宅48戸に係る3次募集についても仮設住宅等にお住いでまだ自立再建の具体策がお決まりでない方々を対象に、今月16日から開始しているところであります。

次に、既に申し込みをいただいている宅地の引き渡し等の状況についてですが、今月2日には新坂元駅周辺地区の1区画において、3地区ある新市街地の中で初の分譲宅地

の引き渡しを行ったところであり、町の顔として整備を進めている新山下駅周辺地区においても災害公営住宅166戸で入居を終え、4月以降には分譲宅地198戸分について順次引き渡しを行う予定としております。一方、ご心配をいただいております宮城病院周辺地区における宅地等の引き渡し時期についてですが、宮城病院での廃棄物処理に不測の日数を要したことなどもあり、28年度末にずれ込むことを余儀なくされたところではありますが、先月末に用地購入の契約手続を終え、今月23日に入札公告を行ったところでもあります。引き続き当地区を希望された皆様が一日も早く安心して暮らせるよう、鋭意取り組みを進めてまいります所存であります。

次に、一日も早い復旧が待たれるJR常磐線の復旧事業の進捗についてですが、現在平野部における移設復旧路線にあっては高架橋や橋梁の工事が順調に実施されており、新たなJR常磐線の姿が日を追って具体の形となってあらわれてきております。また、戸花山を通過する2つのトンネル工事については南側の延長177メートルのトンネルが既に貫通し、内装工事等が進められており、北側の延長427メートルのトンネルについても3月中の貫通を目指し作業が急ピッチで進んでいるところでもあります。本町といたしましても平成29年春の完全復旧に向け引き続きJR東日本を初め関係機関と連携を図りながら、早期の運転再開に向け連携協力してまいります所存であります。

次に、JR常磐線用地を活用した県道相馬互理線改良工事の進捗についてですが、県からは4月中に事業用地の取得に向けた説明会を開催し、7月ごろに一部工事着工を予定していると伺っているところでもあります。また、昨年12月6日に山元浪江間が開通した常磐自動車道については、いよいよ明後日には富岡浪江間が開通する運びとなり、悲願の全線開通が実現いたします。こうした主要な交通網の整備は我が町の創造的な復興再生を果たす上で欠くことのできないインフラ整備であるとともに、隣接自治体も含めた総合的な交通体系の進展と地域経済の活性化に果たす役割が大いに期待される所であり、これらの交通網を生かしたまちづくりに取り組んでまいります。

次に、県が事業主体となり進めている坂元川戸花川河川災害復旧工事並びに農地整備事業の進捗についてですが、先月15日には平成28年度末の工事完了を目指し、坂元川戸花川河川災害復旧工事の安全祈願祭がとり行われたところであり、農地整備事業については山元北部磯地区において既に工事が着手、山元東部地区につきましても3月上旬の工事着工を目指し県と調整を図っているところでもあります。

次に、震災の記憶や教訓を後世に伝承し、防災意識を高めることを目的に保存の在り方を検討しておりました震災遺構についてですが、昨年3月から5回にわたって議論を重ねてきた震災伝承検討委員会から先月15日に本町に対し震災伝承及び震災遺構の保存活用に関する提言書が提出されたところであり、この提言書を踏まえ、震災の伝承や遺構保存の在り方、そして運営方法等についても検討を深めてまいります。

最後に、先月14日には鎮魂と未来への希望を込めた慰霊碑の建立に向け、東日本大震災慰霊碑建立検討委員会を発足したところであり、今後は犠牲になられた636名の尊い命を悼み、震災の記憶を子々孫々まで伝承していく役割や我が町の復興のシンボルとなるような慰霊碑建立に向けた基本方針を策定するとともに、新年度の早い時期に建設に要する予算を計上することとしております。

以上、これまでの我が町の復興再生に向けた主な取り組みについてご報告申し上げます。引き続き、我が町の復興再生に向けてチーム山元一丸となり、全力で取り組んで

まいりますので議員各位におかれましてもこれまで同様引き続きのご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、当初予算編成に当たっての基本方針についてご説明申し上げます。震災後の我が町の財政状況は各種復興関連事業に関する国等の手厚い財政措置はあるものの、復興再生関連事業の進捗に伴い新たな地方負担の発生による一般財源の支出増が見込まれるとともに、今後の税収見込みについても震災前の状況にはほど遠く、依然として厳しい状況にあります。一方、我が町を取り巻く情勢は震災以前から抱えている少子高齢化や人口減少などの課題に加え、震災による家屋の被災等やJR常磐線の復旧に一定の時間を要することによる人口流出の加速懸念があることから、一日でも早い生活基盤や農林水産業を初めとする産業基盤の再生が求められております。このような状況を踏まえ、平成27年度は我が町の震災復興計画における震災の影響により低下した町の機能を回復させ、町全域がかつての姿を取り戻す再生期の3年目として中心市街地の形成や産業基盤の整備を加速する重要な年であると位置づけております。こうしたことから、震災復興計画に掲げる3つの基本理念、災害に強く安全安心に暮らせるまちづくり、誰もが住みたくなるようなまちづくり、つながりを大切にすまちづくりの実現に向け、5つの重点プロジェクト並びに選挙公約を具現化する事業について予算化をしております。特に、人口減少対策など地方創生に向けた取り組みは創造的な復興を進める我が町において極めて重要性が高いものと考えているところであり、震災復興計画に掲げた各施策の円滑な実施に充分配慮するとともに、既存事業についても厳しく見直し、財源の許す範囲内の基本理念に沿った新たな施策や公共施設の適切な維持管理等に予算を配分し、財政規律との調和を図りながら一層のめりはりを聞かせた予算編成を行ったところであります。

それでは、議案第36号平成27年度山元町一般会計予算（案）について申し上げます。初めに、歳入予算（案）の概要について主な歳入について申し上げます。町税については約10億1,000万円となり、前年度対比で約3.5パーセントの増と見積もっておりますが、震災以前の平成22年度の当初予算との比較では約2億7,000万円の大幅な減となっており、依然として震災前の状況には戻っていない状況であります。また、普通交付税については地方財政計画において出口ベースでマイナス0.8パーセントとされている影響を加味し、約20億6,000万円と見込んでいるほか、国庫支出金については約29億2,000万円で、前年度対比183.8パーセントの増と見積もっており、この主な要因としては山下第二小学校の新築復旧工事の負担金で約9億4,000万円の増及び（仮称）坂元スマートインターチェンジの周辺整備を初め、道路改良等を目的とした社会資本整備総合交付金で約11億2,000万円の増によるものであります。なお、平成27年度の新たな歳入確保対策として町の広報誌やホームページへの広告掲載に取り組むとともに、ふるさと納税に関する特産品の贈呈についても取り組んでまいります。

次に、歳出予算（案）における主な復興再生関連施策の概要について申し上げます。新年度の歳出予算（案）については、震災復興計画で掲げる5つの重点プロジェクトの順により選挙公約で掲げた事業を中心に主な事業について申し上げます。第1に、スマイルプロジェクト関連事業といたしましては、被災者の方々の一刻も早い生活再建を図るため、設計施工一括発注方式により実施しております新山下駅周辺地区及び新坂元駅

周辺地区の新市街地整備事業の継続に加え、避難路としての機能や都市基盤整備とあわせた幹線道路等整備事業及び上下水道管路整備事業を実施するものであり、宮城病院周辺地区の新市街地整備事業についても早期の完成に向け取り組んでまいります。同時に、災害危険区域等から移転する世帯に対しましては移転費補助等の津波被災住宅再建支援を引き続き実施していくとともに、災害公営住宅の入居や新市街地における分譲宅地の購入を後押しできるように支援策のさらなる拡充について実施してまいります。また、地域公共交通関連事業としては、引き続き町民バスぐるりん号の運行による通院や通学時の足の確保に加え、JR浜吉田駅直行バスの運行によりJRとの接続と利便性の向上を図り、運行改善に取り組んでまいります。

第2に、山元ブランド再生プロジェクト関連事業といたしましては、交流拠点施設の整備や漁港施設の災害復旧の取り組みを継続することにより、震災前と比較し栽培面積で75パーセント、出荷量で90パーセントまで回復したイチゴや蜜たっぷりで甘さに定評のあるリンゴ、そして昨年12月に本格的な漁を再開したホッキ貝を初めとした我が町の産業ブランドの復興再生について継続的に支援してまいります。また、水田農業については農地集積を担う丘通りの担い手農家に対する農業用機械のリース導入の支援や、ため池の計画的な維持補修及び旧農地・水・環境保全対策事業を新たに導入し、農業農村の多面的機能の保全に向けた取り組みの着実な推進を図ってまいります。

第3に、人口減少、少子高齢化対策プロジェクト関連事業といたしましては、従来までの医療費助成事業において新たに小学校入学から中学校卒業時までの外来通院分に係る医療費助成を拡充し、子育てに関する医療費の無料化を図ることとし、定住促進事業においては新婚、子育て世帯が居住する住宅リフォーム助成や定住の意思を有する新婚、子育て世帯、及び町内就労者に対する民間賃貸家賃の助成事業を実施するなど、従来からの制度の拡充に取り組んでまいります。また、高齢化が進展する中、健康長寿を全うできるよう青・壮年期からの糖尿病予防対策に重点を置いた生活習慣病予防事業の継続や定期的な予防接種となり2年目を迎える高齢者を対象とした高齢者肺炎球菌予防接種事業を継続するとともに、他方、子供の健やかな成長を促す水痘ワクチン予防接種事業も継続し、子育て世代の経済的負担の軽減にも努めてまいります。

第4に、笑顔が集うにぎわい創出プロジェクト関連事業といたしましては、牛橋公園を初めとする既存公園の適正管理を継続するとともに、少年の森や体育施設の整備を進め、震災以前のような笑顔が集うにぎわいを創出いたします。

第5に、防災力向上プロジェクト関連事業といたしましては、地域防災力の充実強化を図るべく、小型消防ポンプ積載車の計画的な更新を行うとともに、町民の皆様と防災に関する情報共有を図りながら防災ガイドブックの作成に取り組んでまいります。放射能対策事業については、除染対象区域における住宅除染の詳細測定に取り組むほか、通学路以外の町道、農道についても引き続き詳細測定を実施し、その調査結果を踏まえた除染作業に取り組んでまいります。津波防災対策としては津波による浸食被害を抑制するために海岸堤防の開口部であります磯浜漁港への進入部を施行する防潮堤整備事業を継続してまいります。

続いて、その他の主な取り組みについて申し上げます。初めに、被災者支援関係についてですが、仮設住宅の入居期間の延長については現在住宅建設に係る工期等の関係から仮設住宅を退去できない被災者の方々を対象とした特定延長の考え方により、県と調

整を図っているところでありますが、同時に継続的な支援として仮設住宅における孤立や身体機能の低下を防ぎ、健康増進を目的としたサポートセンター事業や、仮設住宅や新市街地において生活相談や見守り活動及びコミュニティ維持等を目的とした各種イベント支援など、山元復興応援センターを核とした取り組みを継続してまいります。また、町民の皆様に対する最新の行政情報や生活情報の提供については、防災情報等を発信する臨時災害FM放送局りんごラジオを継続して支援するとともに、消費者行政につきましては基金等を活用し構築した消費生活相談機能を持続的に維持し、消費者の安全安心の確保に努めてまいります。

衛生費については、町民はもとより広く近隣住民の健康を支える拠点病院である独立行政法人国立病院機構宮城病院との連携支援策として、新たに医師確保や環境整備等に取り組んでまいります。労働関係については被災等によって離職を余儀なくされた方々への雇用、就業の機会を創出する緊急雇用創出事業についても引き続き取り組むこととし、この事業により約50人規模の雇用が創出できるものと期待しております。土木関係については、小平地区や合戦原地区等における排水不良箇所の整備を進めるほか、JR常磐線復旧に伴う踏切設置事業や（仮称）坂元スマートインターチェンジの周辺整備を初め、福島県に通じる橋梁整備を伴う久保間中山線などの交通インフラ整備についても進めてまいります。

教育関係については平成28年夏の完成を目指す山下第二小学校の新築復旧事業に要する建築工事費等を計上しており、早期の併設状態解消に向け鋭意取り組んでいくとともに、さきの震災により経済的に就学が困難となった児童生徒の保護者に対し、学用品等の一部を助成する被災児童生徒就学支援臨時特例交付金事業を引き続き実施してまいります。また、誰もが将来に向けた夢や志を持つことができるまちづくりを目指し、家庭・地域・学校が相互に連携しながら地域全体で未来を担う子供を育成していく仕組みを構築する協働教育推進事業に引き続き取り組むとともに、埋蔵文化財の発掘調査等についても継続的に実施してまいります。

最後に、債務負担行為につきましては山下第二小学校新築復旧に伴う建築工事等に要する経費等について、期間及び限度額を定めるものであります。

以上、ご提案申し上げます新年度の当初予算案は歳入歳出総額は302億8,000万円余となり、本年度の当初予算額と比較し約102億円、50.8パーセントの増となっております。

続きまして、各種特別会計の予算案及び主要施策の内容等について申し上げます。

初めに、さきの震災により被災された国民健康保険被保険者に対する一部負担金の免除措置については、一昨年末に国が決定した被災3県への財政支援の一部を充て、昨年4月から再開しておりますが、平成27年度についても被災者の方々の生活再建を支える健康維持が引き続き必要とされることから、今年度と同様に自宅が大規模半壊以上かつ非課税世帯の被保険者の方々を免除対象とした負担軽減策を継続することとしております。なお、後期高齢者医療制度及び介護保険事業特別会計も同様に、一部負担金免除措置を継続することとしております。

では、議案第37号平成27年度山元町国民健康保険事業特別会計予算案について申し上げます。新年度の当初予算案につきましては、被災者の方々を対象とした医療費の窓口負担の免除措置を継続するほか、保険事業につきましては食生活や生活環境の乱れ

などから来る高脂血症などメタボリック症候群の早期発見・早期治療を目的とした特定健康診査及び特定保健指導の強化充実を図り、疾病の予防及び受診率と指導率のさらなる向上に努めるとともに、新たに脳ドック検診に対する助成や無受診世帯に対する表彰制度の導入についても取り組んでまいります。ご提案申し上げます新年度の当初予算案は歳入歳出総額21億6,000万円余となり、今年度の当初予算額と比較しますと約2億2,000万円、11.4パーセントの増となっております。

議案第38号平成27年度山元町後期高齢者医療特別会計予算案について申し上げます。後期高齢者医療制度につきましては、宮城県後期高齢者医療広域連合のもと、きめ細やかな対応に心がけ、何よりも高齢者の方々が健康で安心した生活が送れるよう、引き続き丁寧な対応をしてまいりたいと考えております。ご提案申し上げます新年度の当初予算案は、歳入歳出総額1億6,000万円余となり、本年度の当初予算額と比較しますと約100万円、0.8パーセントの増となっております。

議案第39号平成27年度山元町介護保険事業特別会計予算案について申し上げます。本年度につきましては高齢者保健福祉計画及び第6期介護保険事業計画策定の初年度であり、団塊の世代が75歳以上となる平成37年度を見据え高齢化が急激に進展する中においても高齢者の方々が住みなれた地域で安心した暮らしが継続できるように医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を念頭に置き、各種介護サービス、介護予防事業等の充実強化に取り組み、多種多様な角度で高齢者の方々を支援してまいります。ご提案申し上げます新年度の当初予算案は歳入歳出総額12億8,000万円余となり、本年度の当初予算額と比較しますと約1,000万円、1パーセントの増となっております。

次に、企業会計についてご説明申し上げます。議案第40号平成27年度山元町水道事業会計予算案について申し上げます。水道事業につきましては、道路改良等に伴う配水管移設事業及び新市街地の水道施設整備や廃止管処理事業を重点的に実施してまいります。それでは、収益的収支並びに資本的収支の概要について申し上げます。初めに、収益的収入では沿岸部で不用となる水道管処理に係る国庫補助金の増により総額で本年度より約1億3,000万円増の6億円余、収益的支出では沿岸部で不用となる水道管処理費用の増により、総額で本年度より1億6,000万円増の5億8,000万円余を措置しております。次に資本的収入では、企業債及び工事負担金の増により総額で本年度より約5,000万円増の2億5,000万円余、資本的支出では避難道路建設等に伴う配水管移設工事等の増より総額で本年度より約5,000万円増の3億9,000万円余を措置しております。

議案第41号平成27年度山元町下水道事業会計予算案について申し上げます。下水道事業につきましては、新市街地の下水道整備や廃止となる下水道施設に対する処理事業等を重点的に行ってまいります。それでは、収益的収支並びに資本的収支の概要について申し上げます。収益的収入では水道事業同様沿岸部で不用となる下水道施設の処理に係る国庫補助金の増により総額で今年度より約3億3,000万円増の13億1,000万円余、収益的支出では沿岸部で不用となる下水道施設の処理費用の増により本年度より約2億4,000万円増の11億7,000万円余を措置しております。次に、資本的収入では工事負担金の減により総額で本年度より約3億8,000万円減の3億4,000万円余、資本的支出では下水道施設の災害復旧事業等の減により総額で本年

度より約3億8,000万円減の6億3,000万円余を措置しております。

続いて、補正予算関係議案について申し上げます。議案第30号平成26年度山元町一般会計補正予算案(第6号)について申し上げます。今回の一般会計補正予算案は国や県の地方創生の施策に連動しながら、課題となっている人口減少対策や地域経済活性化対策等に対応した予算並びに復興再生関連事業に関する予算の組み替えに伴う増減額を措置するものであります。

それでは、歳出予算案について申し上げます。初めに、地方創生関連事業についてですが、今回措置しております地方創生関連予算については、国による新年度の補正予算での取り組みとなることから、我が町においても平成26年度の明許繰り越し事業として平成27年度に継続して取り組むための予算として措置しております。総務費については、地方創生に関する総合戦略の策定や婚活支援事業の実施に要する事業費を措置するほか、民生費ではベビーマッサージ事業やすこやか絵本事業の実施に加え、新たな事業としてあったかご飯事業に取り組む子育て関連事業費を措置するものであります。商工費については、3割増しプレミアム商品券発行事業や商店街にぎわい創出事業として亘理山元商工会に対する補助金を措置するほか、我が町特産品のブランド推進や製品開発及び販路や交流人口の拡大に資する取り組みを実施するための必要経費を措置するものであります。

次に、地方創生関連事業以外の歳出予算について申し上げます。総務費については、震災復興交付金の第11回申請で認められた事業に関する予算積み立ての増額を行うものであり、民生費では各特別会計の事業精査による操出金の整理とイケア・ジャパン株式会社からの子育ての取り組みに対する寄附金の予算積み立てを増額措置するものであります。衛生費及び土木費では、町道等の除染作業に要する事業費を減額措置するほか、新市街地整備事業に関連する予算の組み替えに伴い減額措置をするものであります。

続いて、繰越明許費及び債務負担行為について申し上げます。初めに、明許繰越費についてですが、地方創生関連事業や災害復旧事業等について今年度内の事業完了が困難であることから、翌年度に繰り越しをするものであります。次に債務負担行為の追加及び変更につきましては、知楽荘の指定管理に要する経費などそれぞれ期間及び限度額を設定するものであります。なお、ただいま申し上げました歳出予算に見合う財源としては、最終的な財源調整として財政調整基金の取り崩しを増額措置した結果、今回の補正額は約27億7,000万円を減額し、総額220億5,000万円余とするものであります。

続きまして、各種特別会計補正予算案について申し上げます。議案第31号平成26年度山元町国民健康保険事業特別会計補正予算案(第4号)について申し上げます。歳出予算の主なものについては、保険財政共同安定化事業拠出金の確定に伴う減額措置を行うものであります。歳入予算につきましては、国県支出金等の確定による増減措置や保険財政共同安定化事業交付金の確定に伴う減額措置をするとともに、最終的な財源調整を財政調整基金の取り崩しで調整するものであり、今回の補正額は約1,000万円を減額し、総額20億円余とするものであります。

議案第32号平成26年度山元町後期高齢者医療特別会計補正予算案(第2号)について申し上げます。歳出予算につきましては、保険料の収入見込み額の減額に伴い宮城県後期高齢者医療広域連合納付金の減額措置を行うものであります。歳入予算についま

しては、保険料の収入見込み額及び保険料の軽減分に要する一般会計繰入金を減額措置するものであり、今回の補正額は約2,000万円を減額し、総額1億4,000万円余とするものであります。

議案第33号平成26年度山元町介護保険事業特別会計補正予算案（第4号）について申し上げます。歳出予算につきましては、介護報酬の制度改正に伴うシステム改修費を計上するものであります。歳入予算につきましては、システム改修費の財源であります国庫支出金並びに一般会計からの繰入金を増額措置するものであり、今回の補正額は約800万円を増額し、総額13億2,000万円余とするものであります。

次に、企業会計について申し上げます。議案第34号平成26年度山元町水道事業会計補正予算案（第4号）について申し上げます。収益的収入及び支出では、消火栓負担金の維持管理経費が確定したことから増額するとともに、消費税及び地方消費税の納付見込み額を増額するものであります。資本的収入及び支出では、沿岸部の水道施設災害復旧について減額するとともに、新市街地水道施設整備事業工事負担金については今年度の事業費精算に伴い減額するものでございます。今回の補正額は収益的収入を約80万円追加し、総額4億7,000万円余に、収益的支出を約500万円追加し、総額4億3,000万円余に、資本的収入を約9,000万円減額し総額1億円余に、資本的支出を約1億1,000万円減額し、総額2億3,000万円余とするものであります。

議案第35号平成26年度山元町下水道事業会計補正予算案（第4号）について申し上げます。収益的収入及び支出では、下水道受益者負担金について新市街地の事業期間延伸に伴い年度内の賦課が見込めないことから減額するものであります。資本的収入及び支出ではJR常磐線移設に伴う下水道施設の支障物移設工事に要する事業費を減額するものであります。今回の補正額は、収益的収入を約2,000万円減額し総額10億1,000万円余に、収益的支出を約40万円減額し総額9億8,000万円余に、資本的収入を約3億8,000万円減額し総額3億5,000万円余に、資本的支出を約4億1,000万円減額し総額6億3,000万円余とするものであります。

それでは、次にご審議をいただく予算以外の議決議案として条例関係議案21件、条例外議案5件についての概要等を順を追ってご説明申し上げます。

議案第4号山元町新型インフルエンザ等対策本部条例については、対策本部の設置に関する必要事項等を定める条例を制定しようとするもの、議案第5号山元町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例については、保育事業等に係る利用者負担額を定める条例を制定しようとするもの、議案第6号ないし第7号までの各種基準を定める条例については、地域包括支援センター及び指定介護予防支援に関する各種基準を定める条例を制定しようとするもの、議案第8号山元町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例については、新市街地におけるまちづくりの方針を定める条例を制定しようとするもの、議案第9号ないし10号までの山元町教育委員会教育長の勤務等に関する条例については、所要の勤務条件等を定める条例を制定しようとするもの、議案第11号互理地域介護認定審査会特別会計を廃止する条例については、介護認定審査会の幹事長が互理町に変更となることから条例を廃止しようとするもの、議案第12号ないし14号までの給与等に関する条例の一部を改正する条例については、人事院勧告の趣旨を踏まえ給与等に関する所要の改正を行うもの、議案第15号山元町行政手続条例の一部を改正する条例については、行政指導を行う際の許認可等に関する所

要の改正を行うもの、議案第16号山元町町税条例の一部を改正する条例については、固定資産税の減免措置に関する所要の改正を行うもの、議案第17号山元町保育条例の一部を改正する条例については、保育の実施等に関する所要の改正を行うもの、議案第18号山元町放課後児童クラブ設置に関する条例の一部を改正する条例については、対象児童の範囲に関する所要の改正を行うもの、議案第19号山元町乳幼児及び児童医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例については、医療費助成の拡大に関する所要の改正を行うもの、議案第20号山元町介護保険条例の一部を改正する条例については、保険料等の改正に関する所要の改正を行うもの、議案第21号ないし23号までの各種条例の一部を改正する条例については、公共施設等の占用料等に関する所要の改正を行うもの、議案第24号地方教育行政の組織及び運営に関する法律改正に伴う関係条例の整備に関する条例については、教育長等に関する関係条例の所要の改正を行うもの、議案第25号山元町高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業計画については、平成27年度から29年度を計画期間とする新たな計画の策定について議会の議決を受けようとするもの、議案第26号平成26年度磯浜漁港海岸保全施設堤防工事請負契約の締結については、工事請負契約の締結について議会の議決を受けようとするもの、議案第27号公の施設の指定管理者の指定については、山元町デイサービスセンター知楽荘の管理を行わせるために選定した候補者について議会の議決を受けようとするもの、議案第28号ないし29号までの町道路線の認定及び廃止については、新たな町道認定及び廃止についてそれぞれ議会の議決を受けようとするものであります。

以上、平成27年第1回山元町議会定例会に提出しております議案の概要についてご説明を申し上げましたが、各種議案等の細部につきましてはさらに関係課・室長に説明をさせますので、よろしくご審議の上ご可決を賜りますようお願い申し上げます。なお、今会期中に新坂元駅周辺地区市街地整備事業の請負契約の変更に関する議案等について、追加提案する予定にしておりますので、ご提案申し上げました際にはご可決を賜りますよう、あわせてお願い申し上げます。以上でございます。

議長（阿部 均君）この際、暫時休憩といたします。再開は11時25分といたします。

午前11時15分 休憩

午前11時25分 再開

議長（阿部 均君）再開いたします。休憩前に引き続き、会議を開きます。

議長（阿部 均君）日程第4．議案第4号を議題とします。

本案について、説明を求めます。保健福祉課長渡辺隆弘君。

保健福祉課長（渡辺隆弘君）はい、議長。それでは、議案第4号山元町新型インフルエンザ等対策本部条例についてご説明を申し上げます。別に配布をしております資料No.1番におきまして条例議案の概要で説明させていただきます。

まず、提案理由でございます。新型インフルエンザ等対策特別措置法、平成24年5月に公布され、平成25年4月に施行されたことに伴い、新たに条例を制定する必要性が生じたため提案するものでございます。

1、制定の内容でございます。新型インフルエンザ等対策特別措置法第37条におい

て準用する法第26条の規定に基づきまして、市町村において対策本部を設置することが義務づけられたため、山元町新型インフルエンザ等対策本部の組織、会議及び部について必要な事項を定めるものでございます。なお、本条例の規定内容につきましては町の災害対策本部条例とつくりはほぼ同一でございます。詳細につきましては、今後本部運営要綱等を定めてまいりまして、その中で規定をしてまいりたいというふうに想定をしております。なお、組織のイメージといたしましては、後ろにありますように本部長、町長を筆頭といたしまして副本部長、そして各課長等が本部員として任命され、各部の活動のほうを行っていくというふうな形に想定をしているところでございます。施行期日につきましては、交付の日から施行するとさせていただきます。

よろしくご審議のうえ、ご可決を賜りますようお願い申し上げます。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。―― 質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第4号については、山元町議会会議規則第38条第1項の規定により総務民生常任委員会に付託し、会期中の審査にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、議案第4号については総務民生常任委員会に付託し、会期中の審査にすることに決定しました。

議長（阿部 均君）日程第5. 議案第5号を議題とします。

本案について説明を求めます。保健福祉課長渡邊隆弘君。

保健福祉課長（渡邊隆弘君）はい、議長。それでは、議案第5号山元町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例についてご説明申し上げます。配布の資料No.2のほうをご覧くださいと思います。

条例議案の概要になります。まず、提案理由になります。子供子育て支援法の施行に伴い、新制度へ移行する保育所や幼稚園、また家庭的保育事業や小規模保育事業などの地域型保育事業の用に係る負担額を定めるため、本条例を提案するものでございます。

1. 制定の内容になります。新制度へ移行する保育所や幼稚園、また家庭的保育事業や小規模保育事業等の地域型保育事業等の利用者負担額につきましては、町で定めることとなりますが、額の範囲につきましては政令で定める額を限度とすることを規定する内容となっております。なお、具体的な利用者負担額につきましては、条例施行規則において定めるものでございます。

2番としまして、この中で言うております政令で定める額でございますけれども、国が定める上限額というふうなことになります。これにつきましては、現在国で示されている案というふうな形になっています。(1)が保育所の利用者負担額の表でございます。これが上限額というふうなことになってまいりますが、階層区分というふうなところで現行の8段階はこれは変わってございません。ただし、これまで所得税を基準にした階

層となっておりますが、こちらにつきましては今回町民税の所得割額といったものを基準にするというふうな改正内容になっております。それから、表につきましては上限額、3歳以上と3歳未満というふうなものでありまして、それぞれに保育標準時間、一般の就労されている保護者の方々、それから保育短時間というふうなことでパート等の勤務をされている方というような適用の仕方になっております。それから最後のページなんですが、参考資料といたしまして現在、最後のページ、参考資料といたしまして現在の保育料の基準というふうなものの表を掲げておりました。これがご覧のとおり同じく8階層となっておりますが、所得区分の欄のところ、半分より下のところに説明の欄に所得税課税額の世帯でというふうな表現がありますが、要するに現在につきましては所得税のほうを基準にしているということでありまして、来年度になりますとその基準につきましては町民税の所得割というふうなものが基準になってくるというふうにご理解いただければというふうに思います。

それでは、2ページ目の裏面のほうです。幼稚園の利用者負担額についてご説明を申し上げます。これにつきましては、幼稚園の保育料、現在につきましては独自に設定されているということがございますが、新制度に移ってまいりますと町のほうが定めてまいるという形になってまいります。所得階層区分等につきましてはごらんとおり、そういったことの基準額になっているというふうなものでございます。条例につきましては、これらの額を国の額というふうなものを上限額としまして、その範囲内で町の利用者負担を定めるということがございます。なお、参考までに条例案2条の関係になりますけれども、国のほうで言うております利用者負担に対しての法の表記というふうなもので示させていただきました。参考といたしまして、条文にもあります子供子育て支援法の第37条第3項第2号というふうなものでございますけれども、文言表記としましてこの2号に政令で定める額を限度として当該支給認定者保護者の属する世帯の所得の状況その他事情を勘案して市町村が定めるというふうなことで記載されております。この条文を引用いたしまして、今回条例のほうを制定させていただきます。施行につきましては、平成27年4月1日とさせていただきます。

よろしくご審議のうえ、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

すみません。補足的にまた説明させていただきます。大変申しわけございません。最終ページの表、参考資料の表でございますけれども、第4階層から第8階層の欄、所得区分のところ、幾らから幾らまでというふうな表記がございます。第5階層になります。それぞれの所得の範囲の部分ですけれども、この記載が間違っておりまして大変申しわけございません。4万円以上03,000円となっておりますが、数字の1が隠れてございます。4万円以上10万3,000円未満となっております。それから次の第6階層の部分でございます。10万3,000円以上1万3,000円未満となっておりますが、数字の4が隠れてございます。10万3,000円以上41万3,000円未満となっておりますので、訂正しておわび申し上げます。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。―― 質疑はありますか。

6番遠藤龍之君の質疑を許します。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。保育料を決めるものだという事なんですが、現在の保育料は

どうなっているんですか。

保健福祉課長（渡邊隆弘君）はい、議長。現在の保育料につきましては、町立保育所の保育料ということになります。これにつきましては町で額を定めてあるというふうなことになります。額につきましては、レベル的にこの基準額から比較しますと大体これの55パーセント程度の設定にされているというふうなことでございます。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。55パーセントぐらいの設定になっているという。そしてこれが導入されることによってこれまでの説明では今までよりも保険料は低くなりますよという説明を受けていたんですが、この表、それはどういうふうにして見分ければいいのか、ちょっとこの表説明ではちょっとその根拠が見えないんですけれども、どのように受けとめればいいのかのでしょうか。

保健福祉課長（渡邊隆弘君）はい、議長。具体的な利用者負担額につきましては、ご説明申し上げましたように条例施行規則に具体の額をうたっていくという形になります。本条例につきましては、その範囲内、要するに上限額をこの国の上限額にするよというような説明の仕方になります。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。理解した上で確認しているんですが、これまでの説明ではこの新制度を導入するに当たって保育料については負担をかけないということが確認されているわけですが、どういう、どこで確認をすればいいのかということなんだ。それでないとこれを通すか通さないかというのがその辺を示していただかない具体的に示していただかないと判断がつかないということになるわけですが、これまで説明で利用料については後退はしません。逆に安くなりますという説明があったということから今確認しているんですがいかがでしょうか。

保健福祉課長（渡邊隆弘君）はい、議長。具体的な保育料の額につきましては、現在最終的な詰め作業をやっているというふうなことになります。それで、施行規則、それをつくりまして表に掲げていくということですが、現在の状況を申し上げれば、その基準は現在の保育料からいろいろ調整をいたしまして全体的に上がることはないような設定の仕方をしているということですが、現在の保育料の基準、レベルから申し上げますと現在を100といたしますと全体的には97か98ぐらい、パーセント、そういったぐらいの設定の仕方になってくるというふうにご理解いただければと思います。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。これから決めるということなんですが、そして、今言った範囲で決めたいということなんですが、それを確認する場がどこで確認しなければならないのかということなんですが、この条例案を見ますと第2条でそれぞれ当該規定の政令で定める額を限度として規則で定めるということになっているんですが、規則で定められると我々チェックする場面がなくなるんですね。実際これ規則で定めるということによろしいのでしょうか。

保健福祉課長（渡邊隆弘君）はい、議長。今回の新制度移行に当たりまして、いろいろ国のほうからマニュアルなり指針なりというふうな形では来ているところなんですけれども、この件、利用者負担額の定めに関しましては国からのそういった説明、Q&Aとかなんかを見ますと規則で定めることで足りるというふうな表現をされているところがございます。ただ、町といたしましてはその基準というふうなもの、おおもとの基準となるものにつきましては規則だけでなく今回の条例、その範囲はこの範囲内で定めるというふうな規定の仕方をさせていただいたというふうなことの考えでございます。

6 番（遠藤龍之君）はい、議長。ちょっとよくわからないんですけども。これは当然この条例で定めるべきものなのではないでしょうか。確認します。

保健福祉課長（渡邊隆弘君）はい、議長。条例で定めるべきかどうかというふうなことにつきましては、こちらでも県の子育て家庭課ですか、そういった関連機関あるいは各市町村のほうにも問いかけといいますか説明を投げかけまして、いろいろと調べさせていただきました。その中で解釈上、法文なり何なりの解釈上につきましては県のほうではそういったことでよろしいというふうなこと、それから各市町村の状況につきましては条例で制定する、これは決して間違いではございませんで、それにこしたことはないというふうなことではございますが、県内の状況で今我々確認した限りでは1町、そういった条例に額をうたったところはあるというふうなことでございますが、この条例に基本部分を定め規則で具体的な額を定める、これが県内全体の市町村の設定の仕方というふうなことでなっています。ですから、解釈上間違いはないものと我々は思っております。

6 番（遠藤龍之君）はい、議長。地方自治法で考えている228条との絡みで言うとうとうふうに理解すればいいんですか。

保健福祉課長（渡邊隆弘君）はい、議長。自治法のことが出てまいりましたけれども、町の保育料につきましてはそういったことの法的な部分の絡みがかかるという部分がございます。これにつきましては、保育所の一部を改正する条例というふうなことを提案させていただいているんですけども、その中に町の債権となる部分、それなりの規定がしっかりと法的根拠を明記するために改正などもさせていただいておりますので、そのように解釈いただければと思います。なお、私立なり何なりの部分につきましてはこういった規則等で定めれば足りるというふうな県からの見解をいただいております。

6 番（遠藤龍之君）はい、議長。これは町の考えということになるかと思うんですが、そういうことで言えるのかがね。この保育料、この間子ども子育て新支援制度に対して期間は少なかったんですが、いろいろ審査させていただいた中で何回も確認したところなんですが、サービスの後退は招かないというようなことが強調され、とりわけこの負担につきましてはそういう経緯過程の中でしかし今の話からすると、あとこれこの話からすると規則で定めるということになるかと我々決める前にチェックする場面がないんですよ。本当に低くなるのか。階層ごとに示されているわけですが、そうするともしかするとこのうちのどこかの階層はの部分はあるかなあとかという疑問が残ってくるわけなんです。そういう懸念、不安を解消するといいますか確認する場面が私たちにはないということになるんですが、その辺の考えについてどうなんでしょうか、町長。

町 長（齋藤俊夫君）はい、議長。ただいま、担当課長のほうから今回の条例の趣旨なり規則での制定の関係、議長との絡みのお尋ねもございましたのでお答えをさせていただきましたけれども、少なくとも国の考え、あるいは他の自治体の皆様方の受けとめ、県の関係も含めてそういう中での一定の整合性を図りながらこの条例化というふうなことでございますので、そしてまた施行規則で定める具体の保育料等々の具体の金額については町民の皆様方の代表でもございます検討委員会のほうでも一定の説明ご理解をいただく中で定めるというふうなことにしているものでございますので、まずはそういう大きな方向性の中で上限額を定めさせていただく。あとはその自治体の子育てに対する姿勢、財源等いろいろなことから具体の規則でこの階層の中で調整をしていくというふうなことでございますので、これは遠藤議員ご指摘のようなやり方もあろうかというふうに思いま

すけれども、町としてはそういう各自治体等との動向も踏まえながら整理をしていきたいというふうなことでのご提案でございます。

6 番（遠藤龍之君）はい、議長。町の考え方、町長の考え方ということでもいいんですが、それを確認したかったわけですがというのも今まさに言いましたね。発言されましたけれども、今この町にとって子育て支援というのは非常に大切な、あるいは深刻な課題になっているときにこの町のこの姿勢を強く示すということが子育て世帯に対して安心を与えるものとなるかと思うんです。その際にほかのところでこういうふうになっているから、あるいは国のあれとしてそれは守られて許されているからそういう方向で対応するということではほかの町村と全く同じなんですよ。この町独自のその子育て支援策、この深刻な事態を迎えてそれに対する対策、町長はどこにいても強調されていると思うし我々もそういうふうになっているんです。こういうときにこそ町長が好きなこの共通共有の認識を持ってお互い頑張っていきましょうということになるかと思うんですが、そのときに共有する場がないんですよ。こういう規則で定めるということになるとね。ほかのところではそうやっている、それはそれで結構。それは許されているものだということであればそれで山元町は違うんですよというどこかにそういった強い姿勢を町長見せるべきだと思うんですけれども、その際のこれ今後いろいろな場面でこういう問題とこれと全く同じ問題ではなく、子育て支援に対する話というの生まれてくるかと思うんですが、町長のその姿勢がうんと我々も判断し明確になれば我々も判断しやすくなるし、あるいは共通の場面でお互いに協力し合っただけでもっとよりよいものに仕上げていくということが可能になるかと思うんですよ。ですから、その際の町長の基本の考え方というのもほかと同じような考えといいますか方針といいますかということを示されると全く町長の言っていることとやろうとしていることが私たち見えなくなるということがあるんですが、改めてこれに対する姿勢考え方についてお伺いいたします。

町 長（齋藤俊夫君）はい、議長。子育て支援策につきましては、遠藤議員ご指摘のとおりでございます。今回の当初予算の中にもできるだけ総合的な子育て支援策を構築していきたいというふうな思いで随所に新たな予算措置をさせていただいておるところでございます。そういう中の一つに、この保育料が位置づけられるわけでございますけれども、トータルの施策の一つの施策を構成する部分というふうな保育料でございますが、これも非常に大事な部分ではございます。そういうふうな意味で、国の定める上限額をベースにしなが、あとは執行部として議会なり町民の皆様にご理解いただけるような中身をさらに精査をして、そういう中で保育料を決めさせていただきたいというふうな考えてございます。大事な保育料でございますけれども、子育ての施策というのは、これを初めとしていろいろな場面に応じた施策、支援のありようというのが考えられますので、私としてはこれも含めてトータルでの子育て支援を構築してまいりたいというふうな考えでこの条例、規則化というふうなものに対応をしていきたいというふうなことでございます。

6 番（遠藤龍之君）はい、議長。なかなか対応が示されないということなんですが、改めて確認しますと、地方自治法の228条には分担金等に対する関する規則規制及び罰則ということで、分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については条例でこれを定めなければならないというふうに明確に示されているんですね。これが基本になるかと思うんです。ただ、県に確認、あるいは国へ、ではそれでもいいですよということになっ

ているということではあっても基本的にはここから出発しなければならない。なぜこのような規定があるかといいますと、これは当然利用料というのは町民直結する問題課題なんですよ。条例で定めなければならないというか当然議会のチェックが入るから、あるいは入らせるために議会のチェック機能が十分機能するようなところが条例化というふうになっているのではないかというふうに私は個人的に受けとめているんですが、そのぐらいきつい内容のものなんですね。当然ですよ。直接生活にかかわる問題ですから負担にかかわる問題が、それを一部のところで規則では一部で決めて、そしてもうこういうふうにしました我々に示されて、それをその時点で変えることはできないんですよ。条例化だったら議論する場面がありますから、そこで共有の認識を持ってそして議論してそして落ち着くところに落ち着かせるというふうな過程を経ることになるんですが、そういうことでこういうことを規定しているのかなと思っているんですが、そういうことからするとこれは考え直さなければならないのではないかということ提起しまして、いずれこの件に関しましては付託されてここで決まるというようなことにはなっていないので、ただ、残念なのは町長のそういった姿勢がまだ見えてこないということ指摘しておいて終わります。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

8番（佐藤智之君）はい、議長。1点だけ確認させていただきます。資料の1ページ目の新たな項目なんでしょうか。保育短時間というの欄がございますけれども、この短時間についてのおおむねの時間帯というかどのような時間帯を短時間というのかについてお尋ねします。

保健福祉課長（渡邊隆弘君）はい、議長。この短時間につきましては、パート勤務というようなことの対象者というお話は申しあげましたけれども、これにつきましては64時間そちらのほうの基準というふうな形で設けさせていただいております。保育の時間としましては8時間というふうなことでございます。

議長（阿部 均君）再度。もう一回。

8番（佐藤智之君）はい、議長。課長にお願いですけれども、もっとゆっくり答弁、わかるようにご答弁をお願いします。今の件、ちょっとわかりにくいのでもう一度ゆっくりと。

保健福祉課長（渡邊隆弘君）はい、議長。失礼いたしました。保育短時間といいますのは、就労時間が1週間当たり64時間から120時間未満というふうなことで、一般の就労、8時間勤務の方よりも短い就労時間にある方を言います。その方が保育短時間の……。〔答えるほうもきっちり答えろよ〕の声あり〕

議長（阿部 均君）佐藤智之君、もう一度。

8番（佐藤智之君）はい、議長。1日のうちの保育時間ありますよね。それで答えてもらえばわかりやすいんですよ。例えば、標準は1日例えば7時間だと。それを短時間の場合は1日何時間、例えば4時間とか5時間とか、あるいは午前中のみとか。その辺をわかりやすい答弁をお願いします。

保健福祉課長（渡邊隆弘君）はい、議長。失礼いたしました。月当たり就労時間が64時間未満というふうなことで、週当たりそういった日にちが3日とか4日ある方ということで、1日に換算しますと4時間なり何なりの時間を勤務されている方々というふうなことになります。

議長（阿部 均君）よろしいですか。

8番（佐藤智之君）はい、議長。ちょっとわかりにくいもので、それに関連する資料がもしあれば資料で出してもらったほうが理解が早いと思います。

議長（阿部 均君）この際、暫時休憩いたします。再開は1時といたします。

午前11時55分 休憩

午後 1時00分 再開

議長（阿部 均君）再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。8番佐藤智之君の質疑に対し、福祉課長より答弁願います。

保健福祉課長（渡邊隆弘君）はい、議長。先ほどはご質問に対しまして聞き違いいたしましてちょっと的外れな回答しましたことをおわび申し上げます。

ご質問につきましては、保育短時間の保育の時間数ということでのお問い合わせということですので、これにつきましては保育時間につきましては8時間の時間間帯ということになります。標準時間ですと10時間30分ですので、幾分短い時間設定ということになります。以上でございます。

8番（佐藤智之君）はい、議長。確認いたします。通常は10時間幾らですか。短いほうが8時間、そう捉えていいんでしょうか。

保健福祉課長（渡邊隆弘君）はい、議長。改めて申し上げます。標準時間ですと10時間30分になります。それから保育短時間でありますから、8時間というふうなことになります。以上です。

8番（佐藤智之君）はい、議長。保育時間、概要わかりましたので、先ほどわかりにくかったので資料の提出をお願いしましたがけれども、了解しましたのでそれで結構です。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）これで質疑を終わります。

議長（阿部 均君）お諮りします。

ただいま議題となっております議案第5号については、山元町議会会議規則第38条第1項の規定により総務民生常任委員会に付託し、会期中の審査にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、議案第5号については総務民生常任委員会に付託し、会期中の審査にすることに決定しました。

議長（阿部 均君）日程第6．議案第6号を議題とします。

本案について説明を求めます。

地域包括支援センター所長（渋谷美智子君）はい、議長。議案第6号山元町地域包括支援センター

の人員及び運営に関する基準を定める条例についてご説明申し上げます。お手元に配付しております条例議案の概要№.3に基づき説明させていただきますので、別紙概要書をご覧いただきたいと思っております。

提案理由でございますが、地域の自主性及び自主性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、介護保険法の一部が改正され、これまで厚生労働省で定められていた地域包括支援センターに関する基準を市町村の条例で定めることとされたため、本条例を制定するために提案するものでございます。

制定内容についてですが、介護保険法の規定に基づき厚生労働省で定める基準に従い、地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定めるものでございます。具体的に、基本方針内容につきましては、必要なサービス等が利用でき各被保険者が可能な限り住みなれた地域において自立した生活が営むことができるようにするものです。また、適切、公正かつ中立な運営を確保するため、地域包括支援センター運営協議会の意見を踏まえることとするものです。人員に関する基準、地域包括支援センターが担当する区域における第1被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき、もっぱらその職務に従事する常勤の職員の員数は原則として次のとおりとする。1号保健師その他これに準ずるもの1人、2号社会福祉士その他これに準ずるもの1人、3号主任介護支援専門員その他これに準ずるもの1人、4号その他町長認めるもの。4号につきましては、町独自として加えております。現体制ですが、保健師及び看護師で3人、社会福祉士が1人、主任介護支援専門員に準ずるもの1人、作業療法士1人、計6名で執行しております。執行期日につきましては平成27年4月1日となります。

以上、議案第6号について説明させていただきました。よろしくご審議のうえ、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。質疑はありますか。6番遠藤龍之君の質疑を許します。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。この提案理由、今説明受けたんですが、この流れがちょっとよくつかめないといいですか何に基づいて最終的にこうなったのかというの。このまま読むとこの地域云々かんぬんの法律に関する法律というのが、施行に伴ったことによって介護保険法の一部が改正された。介護保険法が制定改正されたその内容その規定に基づいて高齢厚生労働省で決める基準に従って云々ところあるんですが、そういう流れということなんですが、これまでとこれは何をそもそも目的にしたそのそもその法律なのかというのがちょっと見えなくて、今確認の意味で聞いているんですが、というのはそもそもこの設立当初から山元町の包括支援センターについては私の記憶では5人、6人の体制で四、五人の体制で出発していると思うんですね。これを見るとこのままみれば3人でできると、3,000から6,000人のはね。それで最後に町長の認めるものというのが1人加わっても4人でできるというようなことで、山元町は多分にその決められた法の内容よりも濃い形で最初からやってきたというふう、これを見ればなんですが、そもそも国の中身はどうだったのかというのがこのこういう活動を進めていく上で国の最低その辺の流れがちょっと見えなくて今困惑しているところがあるんですが、その辺うまく説明できますでしょうか。

地域包括支援センター所長（渋谷美智子君）はい、議長。先ほどご説明申し上げましたように、厚

生労働省としては包括支援センターの、先ほど説明しました人員基準は確保すべき最低のラインというふうな形です。山元町につきましては、先ほど遠藤議員がお話しされたように直営ということもありまして、障害者等も含めた形での相談業務、また現在は被災者支援の部分も担当していることから現在の人員体制となっております。以上です。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。これまで厚生労働省令で定められていた地域包括支援センターに関する基準というのは特に変わっていないということなんですね。

地域包括支援センター所長（渋谷美智子君）はい、議長。人員基準については変わっておりません。ただ、先ほどお話ししました一部改正されたのは市町村の条例でその基準を定めるようにというふうな形で介護保険のほうの一部が改正されたものです。以上です。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。ちなみにその基本となるその関する法律整備に関する法律というのは私の記憶というよりも確認したところ、13年の6月で成立されている13年という25年ですか。平成25年。でそこで決められたものが今回2年近くたっているんですが、ポコッと出てきた理由背景というのはあればお伺いします。

地域包括支援センター所長（渋谷美智子君）はい、議長。先ほどお話ししました地域自主性を高める法律の部分について、その部分について経過措置がありまして、27年4月1日まで開始するよというふうな経過措置があったために今回条例として提案させていただいております。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。これいろいろ聞いた中で内容的には大きく変わらないというのほとんど変わらない内容なんですよ。なぜこの今突然のこの提案なのかが何を言いたいかというももっと前に出せなかったのかということをお願いしたいわけなんです、いかがでしょうか。

地域包括支援センター所長（渋谷美智子君）はい、議長。平成26年度に改正を求められておりましたが、先ほどお話ししましたように、経過措置があったということで今回の条例の提案となりました。以上です。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。なんで今のかももっと前に出せなかった。なんて言うのは今回この忙しい時期、当初予算もろもろとやらなければならない。しかも、今回は介護保険制度が改正してその中身についても我々審査しなければならない。子供子育て支援法に基づくこれも非常に深い大きな内容を持つこの新制度ですからね。新制度というか大きく内容の変ったものを審査しなければならない。そこにそれでもそこだけでも時間が相当かかるのにもかかわらず改めてこういうものが本来ならばもっと事務的に済む問題であれば出すことができたものであるならばその辺提案する側のほうはその辺をじゅうこのその辺のバランス見て提出提案していただきたいということという思いがあって確認したそうなんです。いいです。あとこれはもうあとその辺町長も少しその辺こう提案するなら整理して提案していただきたいということをお願いではない。要望して終わります。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）これで質疑を終わります。

議長（阿部 均君）お諮りします。

ただいま議題となっております議案第6号については、山元町議会会議規則第38条第1項の規定により総務民生常任委員会に付託し、会期中の審査にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、議案第6号については、総務民生常任委員会に付託し会期中の審査とすることに決定しました。

議長（阿部 均君）日程第7. 議案第7号を議題とします。

本案について説明を求めます。

地域包括支援センター所長（渋谷美智子君）はい、議長。議案第7号山元町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例についてご説明申し上げます。お手元に配布しております条例概要の議案概要のNo.4に基づいて説明させていただきますので、別紙概要書をご覧ください。

提案理由でございますが、地域の自主性及び自立性を高めるための改革推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い介護保険法の一部が改正され、これまで厚生労働省で定められていた指定介護予防支援等に関する基準を市町村の条例で定めることとされたため、本条例を制定するために提案するものです。

制定内容についてですが、介護保険の規定に基づき厚生労働省で定める基準に従い、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援方法に関する基準を定めるものです。

具体的な内容としましては、総則、趣旨、定義、一般原則を定めるものです。基本方針第4条利用者が可能な限り居宅において自立した日常生活ができるよう利用者の選択に基づきサービス等が提供されることなどを定めるものです。人員に関する基準第5条、6条指定介護予防支援の提供に当たる支援や管理者について定めるものです。運営に関する基準第7条から31条内容及び手続の説明及び同意、サービス提供拒否の禁止、秘密保持、事故発生時の対応、記録を整備し5年間保存等を定めるものです。介護予防のための効果的な支援方法に関する基準32条から34条介護予防の効果を最大限発揮できるよう具体的な取り扱い方針や留意点を定めるものです。基準ガイドに関する基準35条基準ガイド介護予防支援の事業に関する基準を定めるものです。施行につきましては平成27年4月1日となります。

以上、議案第7号について説明させていただきました。よろしくご審議のうえ、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。―― 質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

議長（阿部 均君）お諮りします。

ただいま議題となっております議案第7号については、山元町議会会議規則第38条

第1項の規定により総務民生常任委員会に付託し、会期中の審査にしたいと思います。
これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、議案第7号については総務民生常任委員会に付託し、会期中の審査とすることに決定しました。

議長（阿部 均君）日程第8．議案第8号を議題とします。

本案について説明を求めます。

事業計画調整室長（櫻井英文君）はい、議長。それでは、議案第8号山元町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例についてご説明申し上げます。配布資料のNo.5をご覧ください。

まず、提案理由でございます。都市計画法第20条第1項の規定に基づく山元都市計画地区計画の決定に伴い、建築基準法第68条の2第2項の規定に基づき地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例を制定するものでございます。

1、内容です。3地区の地区計画の決定に伴い地区計画の内容のうち、具体的な建物の建て方のルールを定める地区整備計画の内容の、下の（1）から（3）を法的に担保するためでございます。山元町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例をここで制定するものでございます。地区計画の区域内で建築物を建築する際には、以下の3つの制限が設けられます。まず1つ目、建築物の敷地面積の最低限度165平方メートルです。これは土地を分割、分筆し165平方メートル以下となった土地には建築不可となります。2つ目、建築物の壁面の位置の制限1.0メートルです。これは建築物の外壁または柱の面から道路境界線または隣地境界線までの距離は1.0メートル以上離さなければ建築不可となります。3つ目、建築物の高さの最高限度、これは宮城病院周辺地区のみの制定となります。これは低層住宅地区で12メートル、公益施設等地区で20メートルとなります。新山下駅周辺地区及び新坂元駅周辺地区につきましては、1団地の津波防災拠点市街地形成施設の都市計画決定によりこの高さが決定済みということでございます。施行期日ですが、交付の日とします。

3、条例の制定による効果でございますが、条例の制定後は地区計画の区域内において建築基準法に基づく建築確認申請を行う際に上記内容についても県もしくは指定機関の確認を受けることとなります。これによりまして新市街地において秩序あるまちづくりが行われることにより都市機能及び良好な居住環境の維持、保全が図られるということとなります。

説明は以上でございます。よろしくご審議のうえ、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。―― 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

議長（阿部 均君）お諮りします。

ただいま議題となっております議案第8号については、山元町議会会議規則第38条第1項の規定により産建教育常任委員会に付託し、会期中の審査にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、議案第8号については産建教育常任委員会に付託し、会期中の審査とすることに決定しました。

議長（阿部 均君）日程第9．議案第9号、日程第10．議案第10号の2件を一括議題とします。

本案について説明を求めます。

学務課長（菅野寛俊君）はい、議長。議案第9号山元町教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例及び議案第10号山元町教育委員会教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例をご説明申し上げます。

初めに議案第9号をご説明いたします。お手元に配付しております資料No.6、条例議案の概要をご用意いたします。

本議案は地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が平成26年6月20日に公布され、平成27年4月1日から施行されることに伴い特別職たる新教育長の職務専念義務の免除について条例で定めるため提案するものであります。

1、制定の内容でございますが、新教育長は改正後の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第11条第5項の規定により職務専念義務が課せられることから、その特例を定める条例を整備するものです。これまでの旧教育長は常勤の一般職という身分から地方公務員法第35条において職務専念義務が課せられ、その特例については一般の職員と同様、山元町職員の職務に専念する義務の特例に関する条例において免除を受けていたところでございます。このたび、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正によって設置される新教育長は常勤の特別職であり、その職務専念義務を課す根拠法が地方公務員法から地方教育行政の組織及び運営に関する法律へと変わりますことから、一般の職員とは別の条例を整備することとなったものでございます。なお、条例に定める免除できる場合でございますが、概要に記載してありますとおり第1号研修を受ける場合、第2号更生に関する計画の実施に参加する場合、第3号前2号に定める場合を除くほか教育委員会が定める場合の3点であり、一般の職員に関する特例条例と同じ規定内容となっております。

ここで、説明の中で使用しております旧教育長と新教育長について触れさせていただきます。旧教育長とは平成27年4月1日において現に在職している教育長を指します。旧教育長は教育委員としての任期が満了するまで、またはみずから退任するまで現行制度の教育長として在職します。その間は従来どおり教育長と非常勤の教育委員長が併存することになります。本町の場合、現教育長の教育委員としての任期満了日は平成28年9月30日です。よって、教育委員長と教育長を一本化した新教育長の任命は、現教育長が任期満了するまでに退任した日の翌日または任期満了日の翌日である平成28年10月1日となります。

以上のとおり、今回の法律改正では教育長に関する改正には経過措置がございます。

このことから、概要に戻りますが、2の施行期日につきましては平成27年4月1日において現に在職する教育長が欠けた日、または平成28年10月1日のいずれか早い日とするものでございます。

次に、議案第10号をご説明いたします。お手元に配布しております資料No.7、条例議案の概要をご用意いただきたいと思います。

本議案につきましても、議案第9号でご説明申し上げた法律の一部改正に伴い特別職となる新教育長の勤務時間その他の勤務条件について条例で定めるため提案するものでございます。

1 制定の内容でございますが、新教育長は改正後の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第11条第4項の規定により常勤となり、あわせて同条第5項の規定により職務専念義務が課せられることに鑑み、勤務時間等を定める条例を整備するものであります。これまでの旧教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件については教育公務員特例法第16条第2項の規定に基づき現行の山元町教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例を制定し規定しておりました。このたびの法律改正により、新教育長は特別職の身分のみを有するものとなりますことから、この教育公務員特例法の適用を受けなくなることとあわせ、常勤で職務専念義務が課せられることも鑑み、勤務時間、その他の勤務条件を定める条例を整備することとなったものでございます。その規定内容でございますが、現行の山元町教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例の規定内容と同様に一般職の職員の例によるものとするものでございます。

2の施行期日でございますが、先ほどの議案第9号と同様、平成27年4月1日において現に在職する教育長が欠けた日、または平成28年10月1日のいずれか早い日とするものでございます。

以上、議案第9号及び第10号の説明といたします。よろしくご審議のうえ、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

議 長（阿部 均君）これから質疑を行います。—— 質疑はありますか。6番遠藤龍之君の質疑を許します。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。今簡単に説明を受けたわけですが、今の説明だけでは何が何だかさっぱりわからない。いきなり教育長がいつの間にか新教育長とか旧教育長とかそれからそれに対する何だこれは。免除できる場合を規定とかそれからその次のもので一般職専念義務が課せられることに鑑み勤務時間なんだ。正直言ってこの条例が提案される前の背景がなかなか全然見えない。背景がわかりません。何でこうなったの。何でこうなるの。どういう背景があつて教育長がアレになったのとか。全く私その説明も受けていません。私たちは議会全員かどうかわかりませんが、受けたところもあるかもわかりませんが、私たちは全く一切説明を受けていない。私がいなかったときにしたのかどうかというのもあるんですが、そういう中でいきなりぼんとこれ出されて今回先ほども言ったようにいっぱいこういうのが出ているんですよ。新制度に伴いこれも多分その新制度と大きな改正があつた流れの中で出てきた課題というか案件だと思うんですが、しかしながら、よくその背景をみるとこんなにそんなに簡単に判断できるような内容でもない。そもそもが、そういう中で部分的にこういうのボンとここの部分だけ出させて、そして判断してくださいというようなことを言われても責任を持った判断をするためには

議員として私は責任を持ってこれだけの説明では判断できません。今後も我々はこれを学ぶ機会ないんです。正式にね。これがこうまたこれまで同様委員会に付託になって付託したところは十分内容が理解された上で判断されるんでしょうが、その結果だけを我々がまだ受けて、それに対して判断しなければならない。委員長報告という形です。これは原案どおり可決すべきものというような形で来たときに、私たちそれに対してどういう判断すればいいのか。非常に私はこの提案されている内容についてはどうしていいかわからない。今のこの執行部の説明だけで判断しろということではということで、これが質問になるのかどうか非常に。とにかくわからない。こういう提案をこういう形の提案はしないでくれということによって終わります。

教育長（森 憲一君）はい、議長。大変失礼を申し上げます。私どもは今議員のご指摘のとおり、この法律が改正されたことについて、今まで産建教育常任委員会、それからそれと同時にあわせて議員の皆様方にもその資料をお配りをしておったところでございますけれども、今お話しのとおり十分な説明がないということでございますので、この場で細かい部分をご説明するにはちょっと時間的にも大変恐縮いたしますので、また改めて事前に配布しております文部科学省で出しておりますわかりやすい絵柄のついた教育委員会制度が変わるといふところの資料を再度お配りをしながら、ご理解をいただくように努めてまいりたいというふうに思います。あわせて、今後これも付託されるだろうというふうに思いますけれども、その中でもこの教育委員会制度が変わってきた全国的な背景等についても詳細に説明を申し上げながら、ご理解をいただくように努めてまいりますので、ぜひご理解を賜りたく思います。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。さっきから訴えているつもりなんです、今回は相当な量のものがしかも新制度何回も言いますけれども子供子育て支援新制度、これも中身の濃いよっぽど時間をかけて勉強しないと出されている案件に対してイエス・ノーがなかなか判断難しい。それから介護保険法の改正、これも中身の濃い大きな変化があるこれまた十分にこの内容を調査しないと、あるいは理解しないと判断できない。これを理解するのも相当あとこの次出てくるのですが、これまでこんな分厚いものを調査しない内容あればならない、ということで毎日毎日新たにさらにそういう説明を受けるとかその内容について把握するとか理解するというのはなかなか困難な我々にとって我々というとうまくない。私にとっては大変な物量といいますかということです。ですから、そっちで説明しますとても簡単に、で説明受けますというような今この時点ではもしそういうことであるならば当然事前に説明があってしかるべきと、しかもそんな簡単な一部改正のこの教育も実はこれ教育委員会改革地方何とかですよね。これかなりずっともう何十年来同じ内容で来て、今回ポコッとというか相当大きな中身で大きく変わった内容ですよね。その中身については町長が介入でないな。今までよりも権限が強くなったとか、あと何とか会議、総合会議ですか。そういうのとか大きくこの教育行政大きく変える内容になっている。それがいいか悪いかこれはそれぞれの立場の判断となるんでしょうが、そういうのが大前提にあっての今回のこの提起提案なんです。その前の部分を十分理解しないとこれはこれだけ見るとただ単純に変わったというそんな程度にしか見えないけれども、そういうのが大前提にあってこれをどう判断するのかということになるかと思うんですが、正直言わせてもらいますと私は今会期中に十分な理解が得られるかどうかというのは非常に不安だということ今の提案のされ方をしますと、ということをお訴えて

終わります。

教育長（森 憲一君）はい、議長。ごもっともなご指摘を頂戴いたしました。ただ、この教育委員会制度につきまして国から示されましたのは今年の夏でございます。それで、私どももこれが今議員さんのご指摘のとおりかなり今まで、60年来の改正になるわけでございますので、そういった点については先ほど申し上げましたようにおわび申し上げながら、あわせて産建教育のほうでもご相談しながら2回ほど資料を配らせていただいて今日に至ったところでございます。一方で、そういったことで前もってなかなか提案するそういった事態には至らなかったというところでございます。これは県の教育委員会でももちろん条例等改正するわけですが、同じこの時期になっているのが実情でございます。そして私自身の任期もまだあるのですけれども、いつどうなるかわからない状況の中でこのことは、大変申しわけありませんが、ご審議をいただくために私たちも最大限の努力をしておりますので、今後のご審議の中で誠意を尽くしてまいりたいというふうに思っておりますので、ご理解をいただければというところでございます。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）これで質疑を終わります。

議長（阿部 均君）お諮りします。

ただいま議題となっております議案第9号、議案第10号については山元町議会会議規則第38条第1項の規定により、産建教育常任委員会に付託し会期中の審査にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、議案第9号、議案第10号については産建教育常任委員会に付託し、会期中の審査とすることに決定しました。

議長（阿部 均君）日程第11．議案第25号を議題とします。

本案について説明を求めます。

保健福祉課長（渡邊隆弘君）はい、議長。それでは、議案第25号山元町高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業計画についてご説明を申し上げます。配布をしております資料No.22、こちらをご覧くださいと思います。議案の概要になります。

まずは提案理由になります。高齢化が急激に進展する中、段階の世代が75歳以上となる2025年度を見据え、高齢者が住みなれた地域で安心して自分らしい暮らしを続けることができるようさらなる介護サービス等の充実と介護保険事業の安定的運営を図るべく介護保険法第117条の規定による山元町高齢者保健福祉計画・第6期山元町保険事業計画について山元町議会基本条例第9条の規定に基づく議会の議決を得るため提案するものでございます。

1番としまして、計画の概要になります。まず（1）計画の趣旨です。本計画は老人福祉法第220条の8、1項に基づく市町村老人福祉計画（高齢者福祉計画）でござい

ます。老人保健法第46条の18第1項に基づく市町村介護保険事業計画、これが介護保険事業計画であります。及び介護保険法第117条に基づく市町村介護事業計画を一体のものとして計画を策定するものでございます。(2)期間です。計画の期間は平成27年度から平成29年度までの3年間でございます。(3)策定体制でございます。①といたしまして委員会の設置ですが、本計画は保健・医療・福祉の関係者、学識経験者、被保険者の代表を代表とした山元町高齢者保健福祉計画推進委員会、山元町介護保険運営委員会を設置し、本計画に関する検討審議を踏まえて策定を行っております。②アンケート調査と日常生活、圏域ニーズ調査でございます。本町の高齢者の心身の状況や健康状態、日常生活の状況などを把握するためアンケート調査及び日常生活圏域ニーズ調査を実施し、その結果を踏まえて本計画の策定に活用して計画を策定を行っております。

(4)基本理念となります。本計画は本町復興の将来像、きらり山元、みんなの希望と笑顔が輝くまちを実現するために幾つになっても安心して健やかに暮らせるまちづくりを基本理念に、次の4つの基本目標として心豊かな生きがいのある高齢者社会の実現を目指すものでございます。4つの基本目標になりますけれども、(5)でございます。①としまして健康づくりの推進、②生きがいづくりと社会参加の促進、③高齢者の尊厳と権利を守る体制整備の推進。裏面になります。④といたしまして介護保険事業の充実。こちらの4つを上記を目標として策定したものでございます。

(6)計画策定に係る各項目の推進及び構築についてです。本計画の策定に際し次の項目の推計等を行っております。まず初めに①高齢者人口被保険者の現状と推計。②要介護等認定者の推計。③地域包括ケアシステムの構築。④介護保険給付費の見込み。⑤地域支援事業費の見込み。こちらのほうの推計等を行っているところでございます。(7)としまして保険料の算定でございます。介護保険施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令等の施行により、保険料率や保険料段階等の整合性を図り、必要項目の推計を行い、保険料基準額等の算定を行いました。その結果の算定額でございます。保険料の基準額でございます。第6につきましては4,800円、現在の第5期につきましては4,250円というようなことですので、比較しますと150円のアップというような形になってございます。

以上、簡単でございますが計画につきましてのご説明を申し上げました。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長(阿部 均君)これから質疑を行います。—— 質疑はありますか。6番遠藤龍之君の質疑を許します。

6番(遠藤龍之君)はい、議長。この案ができた時期はいつですか。

保健福祉課長(渡邊隆弘君)はい、議長。もろもろ、夏といいますか秋口から準備等はしておりましたが、大体形となりましたのは1月末、2月頭というふうな形になっております。素案というふうな形としてとりまとまったのは2月頭ぐらいというふうな形になっております。以上です。

6番(遠藤龍之君)はい、議長。この件に関しましてはこれはもう定期的定例的な事業見直しといいますか3年に1度というふうな形で今回提案しなければならないという事業で、これはこれまでこの件についてはいろいろ議会との関係もあって議会とまさに一体となってこの内容を確認してきたこれまでではできたものなんですね。前回で言えばもう既にこ

ういう形で姿をあらわした11月末から12月ごろには既にこういう形で出ていたんですが、そしてそれらに対して今回もこの大きなこの内容は保険料の引き上げというのが大きな争点焦点となって、それがこの介護保険事業計画ではこれはもうつきものといえますかこれは全国世界の流れ日本の流れといえますか、その都度引き上がるような制度になっていると自動的にこれはおかしい話なんです、それはおいておきまして、上がるならばできるだけその上げ幅をお互いに考えて努力しようとしてこの被保険者の人たちの負担をこんなに急激に上げないようにしようというようなことで、お互い出された案を議会も確認していろいろ議会のほうも頭を使ってこういうふうにしたらいんじゃないかこういうことをしたらいんじゃないかというような形でもんで、そして最終的に案となってでてきたというのがこれまでの経緯なんです。今回はそれができなかったんですね。できないですよ。もうこれは11月ごろに私は何回かあなたにも確認したんですがそれを、そして行って示してもらって、そして前は基金が結構あってと基金があってその取り崩し方でお互い頭を寄り添ってといえますか、そして最終的に落ち着くところに落ち着かせたという経緯があるわけですが、今回そういうことができなかつたですよ。ですから、いつできたのかと確認したんですけれども、そういった提案、そしてこのことについては委員会でも、あるいは個人的にもここに行ってそして早く提出して我々に示せということは、伝えてきたと思ってそういうふうを受けとめていたんですが、なかなかそれが提案されなかったということがあって、そして今回ここで出されて、この会期中に決まるかどうかというのはよくわかりませんが、内容が内容ですからそういう背景があったわけですが、おくれた理由といえますかその辺一言あれば、あとはこれも委員会付託ということになるんでしょうから。

保健福祉課長（渡邊隆弘君）はい、議長。幾つかおくれました要因というふうなものがあると思います。議員おっしゃるように、介護保険の計画につきましては3年ごとの改定というようなことを行ってまいりました。議員もおっしゃっていましたが、通常であれば国のほうから11月ごろに数値的なものなども示されまして、中には12月議会にかけるといようなことなども前回などはそういった町村などもあったというふうに記憶しております。ただ、今般につきまして、我々がいろいろと推計をするに当たりまして用いられる数値としまして非常に大きな数値なわけですが、介護報酬の改定というふうなことなどがあります。介護保険の報酬の額がどうなるんだというような部分などがあるんですが、これなどにつきましてもご承知のとおりニュースやマスコミ等で報道がありますので、実はこれが示されましたのは、こちらにきましたのが介護保険改定の通知ということで実は27年1月27日というふうなことがございます。これが正式通知というふうなものでございます。県からメールで参りました。

それからもう1つの要件としまして、算定の要件としまして今回介護保険料につきましては6段階から9段階にかわったというふうなことがございますけれども、これに係る低所得者の介護保険料の低減というふうなことで所得段階というふうなものの設定というふうなことがあるわけがございますけれども、これにつきましても基準額、先ほど4,800円になるというふうなことも申し上げましたが、4,800円を基準に低所得者はその掛ける0.5であるとか0.75であるとか、そういった段階設定をするんですけれども、そういったものにつきましてこの通知が来ましたのが平成27年1月13日でございます。そういったことから、推計をするのに非常に時間がなかったと

というようなことなどがありまして、推計をするに当たっては大事な数値でございますので、これを言うとちょっとほかの町村の例で申しわけないんですけども、ほかのところでは実はこの策定に当たってはいいましたとおり介護保険の委員会なり何なりでもってご説明を申し上げて、そこでのいろいろ審議等をやっていくというようなことなんです。が、実は1月中に示した計画案を再度2月にやり直したというふうなところの町村もあるようでございます。もちろん、もともとあった数値を使ってやったがためということがありますので、そのような国からの示されるべく趣旨等の示しが遅かったということでご理解いただければというふうに思います。以上です。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。背景についてはやや、確かにこの介護保険制度、大きな内容で示された制度改正、それをこの町でどう生かすのかその制度のもとにという苦労はわかりました。しかしながら、一式感動して自覚としてこの件については予算決算の附帯意見もついている内容なんですね。中身なんですね。この辺の受けとめ方といいますか対応というのはしっかりとやっていただきたかったと中身がいずれにしても内容がどうであるにしても、さらに今言ったようなことが事実であるとするならば、それらも含めて事前にこういう制度改正があつてこうやって実は町として大変苦労しているところなんだとか等々というそういったものも我々が一緒に共有できればまた違った内容の出来型が出てくるのかなというふうなことの今の説明を聞いて受けとめました。

あわせて言いますと制度改正の話もされたので、このもう一つ大きな変化としては要支援が介護から外されるというのが制度の大きな変更点の一つなんです。が、それらはこの計画に生かされているというとおかしいんですけども、そこでも引っかかっているのかどうか。引っかかっているというのは実際にはもう本年度新年度から対応しなければならぬという内容のものであるかと思うんですが、これまた厳しい内容のものになっていて、実際に新年度から法の内容で取り込まれるところは7パーセント程度だと全国的にというその数字から見てもそもそもその制度の法のほうに大きな問題があるのかなと私は個人的に受止めるわけですがしかしながら、いずれそれを制度として決まったわけで、それが実施されるのはいつからこのその内容でこの町も取り込まれるのかという、この計画の中には示され入っているのかどうかだけ、多分最後のほう1年間ほどあわせてその辺の対策対応の仕方もあるというものは少しでも負担をサービスの後退を生まないような形で進めるための対応策というものがあれば示して今後考えるということであればそれはそれでそういう事情状況がある中のものですから、それはそれで結構なんです。が、その辺の姿勢についてお伺いいたします。

保健福祉課長（渡邊隆弘君）はい、議長。議員ご懸念のことということ、確かにこのようなことも新聞報道の中でもされている部分でございますので、計画の中から申し上げますと49ページになってくるわけですけれども数字的なところ、介護予防給付というふうなところで数字的なところを示させていただいています。27年、28年、29年というふうなことなんですけれども、地域支援事業のほうに移ってくる部分とか何かなんですけれども、数字上などで見ますと介護予防給付費で下に介護予防居宅サービスとありますが、さらに細くなっている部分の中で介護予防訪問介護などというようなことでありますけれども、実は27、28見ますと伸びているような格好になってはいますが、そして29になりますと下がっているような形になっています。これは移行の部分を見据えた形で一応推計させていただいたというふうなことでございます。今回、ある程度そういっ

た部分などにつきましても給付費という形で見込ませていただきまして、なお、その事業の改正につきましても介護保険条例の一部改正という部分、そういった中でも開設を行わせて事業のほうの開始もしたいと考えております。以上でございます。

6 番（遠藤龍之君）はい、議長。この訪問介護、看護、あと減る通所介護が介護制度から外されて地域、町の仕事にというふうになるかと思うんですが、というふうになると思うんですが、町がそれを返されたとき十分な体制、十分なというよりもサービス後退につながる同様のサービスが提供できるような体制とするにはどういった体制が考えられるのか。その辺、大きな意味で伺います。

地域包括支援センター所長（渋谷美智子君）はい、議長。27年度、28年度に基盤整備等を考えておりまして、具体的には今民間であるデイサービスの事業所であったりとか、そういう部分を活用したりというふうな方法で2年間をかけて基盤整備を考えております。以上です。

6 番（遠藤龍之君）はい、議長。言葉としてはそういうふう、表現としてはそうしなければなる。そういう表現になるかと思うんですが、現実的にどうなのか。民間に任せて町としては町で直営でできない。できないというかそういうものではない。その法の中身はボランティアを活用したり云々かんぬん、民間業者というふうな制度の中でそういうふうなことで言っていますが、しかしそれは簡単にできるものではない。とりわけ田舎といいますが、こういう地方ではそういった中で本来ならばそういったものをこの小さな町では、社会福祉協議会等とそういった機関も使いながら機関も使いながらというお願いしながら町でしなければならぬものをそれで埋めていくというかいうようなことになるかと思うんですが、残念ながら山元町の場合には社会福祉協議会も何らかの危機を言いますと大変混乱しているというような状況、この混乱がどこまで続くのかということを考えますと、本当にこの町の責任でその要支援者、抜けた人たちの対応ができるかどうか非常に心配懸念、この2年間の中でそれがこの対応できるような整備環境整備といいますか基盤整備ができるのかどうか非常に心配なわけなんです、その辺は大きな意味でそういう状況にあるということのどのぐらい自覚し、どのぐらいと正確に自覚していただきながら、そういった状況の中でこの問題をどう対応していくかということについて基本的なこの考え方について町長からお聞きします。

町 長（齋藤俊夫君）はい、議長。必要な介護サービスをするための基盤整備をタイムリーにしていくことが必要だというふうなお話だろうというふうに思いますし、先ほど所長のほうからもお話し申し上げましたように、この6期計画の中で一定の整備をしていくこと、これは関係法人等と連携をしながら進めていく中で一定の介護サービス基盤を整備をしていきたい。町としても必要な支援、応援というものをしながらサービスの基盤、水準を確保をしていきたい。適正なサービス供給の確保に努めたいというふうに考えているところでございます。

6 番（遠藤龍之君）はい、議長。町長のこれに取り組むその基本的な姿勢、考え方というのは非常に重要になってくるかと思うんですが、しかしそれに対応していくときに山元町のそうしたきょうの現状も十分自覚正式に捉えて、そしてそうした上でそういった現状認識から次の対応に向かっていくというこの流れをしっかりとつかんでいかないとまくないと思うんですが、今さっきこれはどこまで混乱しているのかというのはわかりませんが、大きな施設、社会福祉協議会ですね、山元町の。それがずっと混乱し続けている状

況がある中で、これらの整備もこの計画を推進していく上では非常に重要な課題だと思うんですが、その辺について町長はどう受けとめておられるかお伺いいたします。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。まず、介護保険という制度、仕組みの中で町内の社会福祉法人、あるいは社会福祉協議会等々の皆様が本来果たすべき役割をしっかりとやってもらうその執行体制というものを十分整えていただく中で、必要な対応をしていただかなければならないというふうな、そういう基本的な認識でありますし、町として必要な連携、支援というものはさまざまな形でこれまでやってきたつもりでございますし、引き続き必要な部分についてのかかわりは持っていかなければならないというふうに考えているところでございます。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）これで質疑を終わります。

議長（阿部 均君）お諮りします。

ただいま議題となっております議案第25号については、山元町議会会議規則第38条第1項の規定により総務民生常任委員会に付託し、会期中の審査にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、議案第25号については総務民生常任委員会に付託し、会期中の審査とすることに決定しました。

議長（阿部 均君）日程第12．議案第26号を議題とします。

本案について説明を求めます。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい、議長。議案第26号平成26年度磯浜漁港海岸保全施設堤防工事請負契約の締結についてをご説明申し上げます。議案の概要につきまして、別紙配布資料No.23でご説明申し上げますので、ご覧ください。

本議案は磯浜漁港入り口部の無堤防区間に堤防及び漁港への乗り越え道路を建設する工事請負契約を締結するに当たり、地方自治法並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の処分に関する条例の規定により議会の議決を要することから提案するものであります。

項目及び内容についてご説明申し上げます。

- 1．契約の目的でございます。平成26年度磯浜漁港海岸保全施設堤防工事でございます。
- 2．契約の方法でございます。条件つき一般競争入札で、参加業者は4社ございました。
- 3．契約金額でございます。1つ金4億1,983万9,200円。消費税を含みます。

落札率は89.07パーセントございました。契約の相手方でございますが、仙台市青葉区の日建工業株式会社代表取締役社長大泉 敏でございます。工事の場所でございますが、山元町坂元字浜地先の漁港内でございます。

工事の概要をご説明いたします。堤防工につきましては施行延長が152.5メートルで、階段工や隔壁工2カ所となっております。また、道路工につきましては施工延長

が320.0メートルで、舗装工や擁壁工などを整備する計画となっております。工期につきまして、契約の翌日から平成27年3月30日までとなります。本会期中に繰り越しのご承認をいただきたくご提案いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、資料の2枚目をお開きください。この図面のご説明を申し上げます。図面の方向でございますが、磯浜漁港に対しまして上側が海側で下側が陸側を記載している平面図となっております。既に水産庁で代行施工していただいた南側と北側に海岸堤防が建設済みとなっております。図面上で赤く着色した部分でございます。さらに、この海岸堤防の間にTP7.2メートルの高さにあわせて青い色で着色した箇所に堤防152.5メートルを施工いたします。こちらに県道相馬亘理線から海側に向かいましてこの堤防を乗り越える形の道路として黄色で着色した部分に町道上平磯線の避難道路と同様の幅員で整合を図った道路320.0メートルを施工するものでございます。工事の実施に際しましては地元漁業者を初め、関係機関と連携しながら安全に十分配慮し実施してまいります。

以上で議案第26号の説明とさせていただきます。よろしくご審議のうえ、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから議案第26号平成26年度磯浜漁港海岸保全施設堤防工事請負契約の締結について採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）以上で本日の議事日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

次の会議は3月4日午前10時開議であります。

大変ご苦労さまでございました。

午後 2時05分 散会

上記会議の経過は、地方自治法第123条第1項の規定により事務局長渡邊秀哉の記載したものであるが、その内容に相違ないことを認め、同法同条第2項の規定により、ここに連署する。

議 長 _____

署名議員 _____

署名議員 _____